

新型コロナウイルス感染症に負けるな！

サンキュー

# 「さがみはら39キャッシュバックキャンペーン」

## 参加事業者の募集期間を延長します

「さがみはら39キャッシュバックキャンペーン」の参加事業者募集については、7月1日（水）から7月31日（金）まで行っているところですが、多くの事業者の方々に参加していただきたいため、募集期間を8月31日（月）まで延長します。

### 【参加事業者募集概要】

募集期間	令和2年7月1日(水曜日)から <u>8月31日(月曜日)</u> まで	
参加条件	相模原市で事業を営んでいること 市内に本店又は主たる事務所がある法人、又は市内に在住する個人事業者であること。 キャンペーン開始までに「新しい生活様式」や感染防止対策を実施済みであること。 領収書（領収証、レシート等）を発行していること。	
添付書類	法人	（本店も主たる事務所も市内の場合） 令和元年分確定申告書の写し又は登記簿謄本の写し （本店が市外で主たる事務所が市内の場合） 令和元年分確定申告書の写し （本店が市内で主たる事務所が市外の場合） 登記簿謄本の写し
	個人事業者	・令和元年分確定申告書の写し又は開業届の写し ・市内在住である事がわかる書類（運転免許証の写し 等）
対象外となる事業者や商品・サービス、参加条件等の詳細については、市ホームページのほか、各まちづくりセンターなどの公共施設の窓口にあるチラシでご確認ください。		
申込方法	事務局まで郵送、または各まちづくりセンター窓口へ提出	

### （対象外となる事業者例）

- ・風俗営業等の規制及び事業の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等（代表者又は役員、従業員のうちに暴力団員等に該当する者がいる事業者を含む）

## 【さがみはら39キャッシュバックキャンペーンの概要】

### ○対象

- ・キャンペーンの対象は、本事業に参加している市内の店舗や事業所などで、購入等をした市民
- ・キャンペーンへの応募は、1人1口までで、申請は1回限り。
- ・合計15,000円以上（複数事業者合算可）の購入等で、3,900円を口座へキャッシュバック

### ○対象外となる商品、サービス例

- ・法令等により対象とすることがふさわしくないもの。（たばこ、保険診療 等）
- ・換金性が高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙 等）
- ・消費喚起に繋がらないと解されるもの（国や地方公共団体等への支払い（税金、水道料金等）、電気、都市ガス、事業活動に伴う仕入商品等の購入 等）
- ・市長が適当でないと認めるもの（保育所に係る費用、家賃 等）

### ○開始時期

決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

## 【さがみはら39キャッシュバックキャンペーンのイメージ】



※仕組みの詳細については、今後変更する場合があります。

### 問合せ先

【事業者向け問い合わせ先】  
産業支援課 消費喚起協力金班  
電話 042-769-8244

【市民（消費者）向け問い合わせ先】  
新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル  
電話 042-851-3193

15,000円以上消費した市民に3,900円キャッシュバック!

# さがみはらサンキュー キャッシュバック キャンペーン

Sagamihara Thank you Cash Back Campaign

## 参加事業者募集



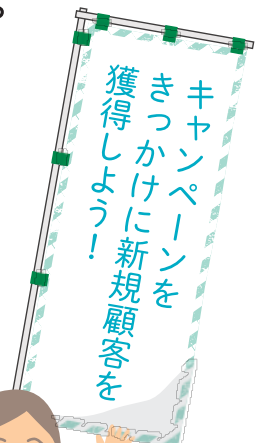
申込期間：令和2年7月1日(水)

延長決定! ~ 8月31日(月)

感染症拡大防止のため、営業を自粛した市内事業者の皆さんや外出を控えた市民の皆さんへの感謝と、経済の活性化に向け、キャッシュバックキャンペーンを実施します!

(事業の詳細は、市HP等をご覧ください)

※延長期間中(8月1日~31日)のお申し込みの場合、市HPへは掲載しますが、今後発行する参加事業者一覧チラシへの掲載は間に合わない可能性があります。



### 参加事業者の条件

- ① 市内で事業を営んでいること
- ② 市内に本店又は主たる事務所がある法人、又は市内に在住する個人事業者であること
- ③ キャンペーン開始までに「新しい生活様式」や感染防止対策を実施済みであること
- ④ 領収書(領収証、レシート等)を発行していること

▼その他、裏面の注意事項(誓約事項)をご一読の上、次の書類を添付して事務局まで郵送、または各まちづくりセンターまでご提出ください

法人

- ①(本店も主たる事務所も市内の場合)  
令和元年分確定申告書の写し又は登記簿謄本の写し
- ②(本店が市外で主たる事務所が市内の場合)  
令和元年分確定申告書の写し
- ③(本店が市内で主たる事務所が市外の場合)  
登記簿謄本の写し

個人事業者

- 令和元年分確定申告書の写し又は開業届の写し
- 市内在住である事が分かる書類(運転免許証の写し等)

お問い合わせ先 相模原市環境経済局経済部産業支援課 消費喚起協力金班 電話：042-769-8244

※受付時間：8時30分から17時00分(土、日、祝日等を除く)



## 参加事業者申込書兼誓約書

相模原市長 あて

## キャンペーン参加に関する誓約事項

さがみはら39キャッシュバックキャンペーンへの参加申し込みにあたり、次の事項について誓約します。  
この誓約が虚偽、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者ではありません。
- ◆政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- ◆相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等ではありません。  
（代表者又は役員、従業員のうちに暴力団員等に該当する者はいません。）
- ◆市（事務局）が定める取り扱い対象外商品・サービス等は本キャンペーンの対象としません。  
※取り扱い対象外商品・サービス等は、市HP等に掲載しています。（随時更新）
  - 法令等により対象とすることがふさわしくないもの（例：たばこ、保険診療 等）
  - 換金性が高いもの（例：商品券、プリペイドカード 等）
  - その他、市長が適当でないと認めるもの
- ◆その他、市（事務局）が定める要領（市HP等に掲載）を遵守します。

（代表者自筆の場合は押印省略可）

令和2年 月 日 代表者氏名

印

## ■事業者情報

事業者名													
法人番号(法人のみ)													
本店所在地													

## ■事業所（店舗等）情報（★印がついている情報は市HP等に掲載予定）

★事業所(店舗等)名	・事業者名に同じ ・その他（ )													
★事業内容														
★店舗等所在地	・本店所在地に同じ ・その他（相模原市 区 )													
★電話番号	— —													
★ホームページURL														
★キャンペーン期間中の独自の販売促進策（市特設HPでPRします!）	（例：ワンドリンクサービス、次回来店時に使用できる割引券の配布 等）													
担当者情報	担当者名								電話番号	— —				
	メール	@												
キャンペーン参加PR物品	のぼり旗 ・ ステッカー （希望するどちらかに○）													

※いただいた情報は、事業実施以外の目的に使用致しません。

事務局まで郵送するか、各まちづくりセンターまでご提出ください。

郵送の場合

《事務局》〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所産業支援課 消費喚起協力金班 宛